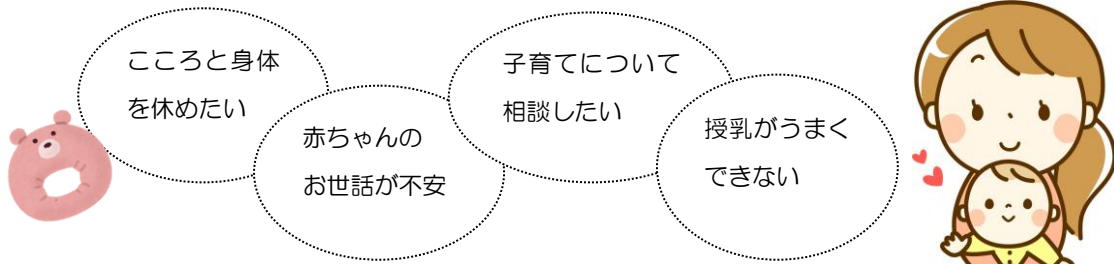


瀬戸内市産後ケア事業



【産後ケア事業とは】

市が委託した医療機関や助産院を利用して、休養をとったり、育児や授乳の指導などを受けたりすることができるサービスです。

【利用できる方】

瀬戸内市内に住民票があり、出産後1年以内（施設によって利用できる月齢が変わります）のお母さんとその赤ちゃんで、産後ケアを希望する方

※ただし、医療が必要な方は対象となりません

【内容】

お母さんとお子さんの体調に合わせて、サービスが受けられます。

- お母さんの健康状態のチェックや産後の生活アドバイス
- 乳房のケアや授乳方法の指導
- 沐浴等育児技術の指導
- お子さんの発育のチェックや子育てに関する相談



宿泊型（ショートステイ型）

内容：施設に宿泊する
1単位：1泊2日



通所型（デイサービス型）

内容：施設に通所する
1単位：1日



訪問型（アウトリーチ型）

内容：助産師等がご自宅へ訪問する
1単位：1回



【利用できる日数】

それぞれのサービスの組み合わせは自由ですが、通算6単位を上限とします。

※施設の利用状況により、利用できない日もありますのでご了承ください。

【利用方法】 *ご利用前に申請が必要です

(1) 利用を希望する施設へ連絡し、利用予定日の仮予約をした後、こども家庭センターに「利用申請書」を提出してください。

※申請書に基づき聞き取り調査を行います。場合によっては不承認となる場合があります。

(2) 利用決定後「利用決定通知書兼利用券」が届きますので、利用時に施設の窓口にご提示ください。

(3) 施設の利用料金から市の負担額を差し引いた額を自己負担として施設へ直接お支払いください。利用料金は施設により異なりますのでご注意ください。

【委託施設一覧】

施設名	所在地	電話番号	対象	宿泊型	通所型	訪問型
三宅医院	岡山市南区大福 369-8	086-282-5100 (代表)	* 産後 1 か月未満	○	○	
医療法人 岡南産婦人科医院	岡山市南区平福 2-6-43	086-264-3366	* 産後 2 か月未満	○		
医療法人 井上医院	岡山市中区関 22	086-201-1515	* 産後 3 か月以内	○	○	
医療法人国泰会 丹羽病院	岡山市東区東平島 1036-3	086-297-5511	* 産後 4 か月未満	○	○	
岡山赤十字病院	岡山市北区青江 2-1-1	086-222-8811 (代表)	産後 3 か月以内	○	○	要相談
オークスマタニティ クリニック	岡山市北区大安寺 南町 2-2-5	086-214-1103	* 産後 3 か月未満	○	○	
医療法人 サン・クリニック	岡山市中区中井 2-15-13	086-275-3366	* 産後 6 か月未満	○	○	
岡山大学病院	岡山市北区鹿田町 2-5-1	086-235-7894	産後 6 か月以内	○		
産科・婦人科 さわだレディースクリニック	岡山市南区西市 584-1	086-246-4103	* 宿泊型：産後 2 か月以内 通所型：産後 1 年以内	○	○	
医療法人 ももレディースクリニック	岡山市北区西花尻 1200-3	086-903-2248	* 産後 3 か月未満	○	○	
岡山愛育クリニック	岡山市中区倉田 508-8	086-276-8500	* 産後 3 か月未満	○		
マユコ助産所	瀬戸内市邑久町福谷 4086	0869-24-7209 080-3034-0421	* 産後 1 年以内	○	○	○
マザーズホーム ななほし助産院	岡山市北区下伊福 2-2-18	090-1925-4088	* 産後 1 年以内	○	○	○
マル助産院	岡山市北区丸の内 2-5-3	090-2005-1316	* 産後 1 年以内		○	○
ゆうり助産院	岡山市南区新福 1-6-22	080-5622-2033	* 産後 1 年以内	○	○	○
おかやま母乳育児 相談室	岡山市北区東古松 5-12-25	086-225-1108	* 産後 1 年以内		○	○
ひだまり助産院	岡山市東区中尾	090-1336-6375	* 産後 1 年以内			○

- ・この委託施設一覧は令和8年4月20日時点のものです。変更・追加されることがあります。
- ・対象欄 *印の施設は、部屋の空き状況等により、施設以外の医療機関で出産された方も利用できます。
- ・自己負担額の目安(1単位あたり)：宿泊型は1,000円～29,000円、通所型は300円～13,000円、訪問型は1,000円～6,000円です。食事代、部屋代などは実費負担。詳細については、利用を希望する施設へご確認ください。

【1単位あたりの市の負担額】

所得区分	宿泊型	通所型	訪問型
生活保護受給世帯(所得区分1) 市民税非課税世帯(所得区分2)	20,000円	8,000円	5,000円
市民税課税世帯	17,000円	7,000円	4,000円

※世帯の課税状況等を市の台帳で確認することがあります。市の課税台帳等で確認できない場合、世帯所得証明書などの提出が必要になります。

<<問い合わせ>>瀬戸内市こども家庭センター
 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1 (本庁舎西棟 1 階)
 電話 (0869) 24-8033 FAX (0869) 24-8081

